

学校法人北海道星槎学園 役員の報酬等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人北海道星槎学園（以下、「この法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- 2 前項第1号の規定に関わらず常勤の役員でこの法人の教職員を兼務する者（以下「教職員兼務役員」という。）については、報酬、賞与、退職慰労金を支給しない。ただし、教職員兼務役員ごとに支給されているこの法人の給与規程に基づく基本給の月額に100分の20を乗じて得た額を手当として支給する。
- 3 前項の手当の支給を受けた場合は、この法人の給与規程に基づく役職手当は支給しないものとする。
- 4 報酬等は、個々の役員との協議により、減額もしくは支給しないことができる。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の役員の報酬月額は、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
- 2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第2及び第3に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
 - 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日営業日に支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年6月、9月、12月
- (3) 退職慰労金 任期满了、辞任又は死亡により退職した後2カ月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名

義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定めるこの法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成24年5月1日から施行する。
2. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
3. この規程の改訂は、令和2年4月1日から施行する。
4. この規程の改訂は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

（単位：円）

号俸	理事長(月額)	常務理事(月額)	理事(月額)	監事(月額)
1	500,000	400,000	350,000	200,000
2	525,000	425,000	370,000	215,000
3	550,000	450,000	390,000	230,000
4	575,000	475,000	410,000	245,000
5	600,000	500,000	430,000	260,000
6	625,000	525,000	450,000	275,000
7	650,000	550,000	470,000	300,000
8	675,000	575,000	490,000	315,000
9	700,000	600,000	510,000	330,000
10	725,000	625,000	530,000	345,000
11	750,000	650,000	550,000	360,000
12	775,000	675,000	570,000	375,000
13	800,000	700,000	590,000	400,000
14	825,000	725,000	610,000	415,000
15	850,000	750,000	630,000	430,000

別表第2（常勤の役員の賞与）

6月分の賞与	報酬月額×1.5か月分
9月分の賞与	報酬月額×0.5か月分
12月分の賞与	報酬月額×2か月分

別表第3（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×2

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

（単位：円）

	日額
理事会等会議への出席	11,137
上記の他、法人業務のための勤務	22,274

(2) 監事

（単位：円）

	日額
理事会等会議への出席	11,137
監事監査等への出席	22,274
上記の他、法人業務のための勤務	22,274